
平成 26 年 4 月

中小企業の会計に関する指針の 適用に関するチェックリスト 作成の留意点

近畿税理士会
会計参与普及推進委員会

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

【平成25年6月改訂】

平成 年 月 日

[会社名] _____

代表取締役 _____ 様

税理士 _____

[事務所の名称及び所在地]

[連絡先電話番号]

() () -

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

勘定科目	No	確認事項	残高等	チェック	
				YES	NO
金 銭 債 権	(1) 預貯金	1 残高証明書又は預金通帳等により残高が確認されているか。		YES	NO
	(2) 貸借対照表価額	2 金銭債権がある場合、原則として、取得価額で計上されているか。	無	有	
				YES	NO
	(3) 手形割引等	3 手形の割引があった場合に、手形譲渡損が計上されているか。	無	有	
				YES	NO
	(4) 表 示	4 営業上の債権のうち破産債権等で1年以内に弁済を受けることができないものがある場合、それが投資その他の資産の部に表示されているか。	無	有	
				YES	NO
		5 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、それが投資その他の資産の部に表示されているか。	無	有	
				YES	NO
	(5) デリバティブ	6 関係会社に対する金銭債権がある場合、項目ごとの区分表示又は注記がされているか。	無	有	
				YES	NO
		7 受取手形割引額あるいは受取手形譲渡額がある場合、それが注記されているか。	無	有	
				YES	NO
	(6) 貸倒損失・貸倒引当金	8 デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、それが時価で評価されているか。	無	有	
				YES	NO
		9 債権が法的に消滅した場合又は回収不能な債権がある場合、それらについて貸倒損失が計上され債権金額から控除されているか。(*)	無	有	
				YES	NO
		10 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額が貸倒引当金として計上されているか。(*)	無	有	
				YES	NO
		11 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算書上区分して表示されているか。	無	有	
				YES	NO

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト 作成の留意点

日本税理士会連合会では、中小企業の計算書類について、「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認するための書類として、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」作成し、公表しています（平成25年6月最終改訂）。

チェックリストの各確認事項では、記載文言簡略化のため「計算書類作成者(会社)が、」という主語が省略されています。

チェックリストは、関与税理士が会社から提供された情報の範囲で勘定科目ごとに「中小企業の会計に関する指針」の適用状況について確認し、その結果を会社宛に報告するものです。

このチェックリストご利用の一助として「確認事項」に係る留意点及び確認書類を一覧表に取りまとめましたので、業務においてご参考にしていただければ幸いです。

（本資料の構成について）

- ・1頁～8頁は、奇数頁が「チェックリスト」、偶数頁が対応する「留意点」の見開き構成となっています。
- ・9頁以降は、「中小企業の会計に関する指針」を基に作成した参考資料を掲載しています。

No	指針番号	留意点	確認書類
1	-	預金残高証明書、当座勘定照合表等を突合する。	通帳、預金残高証明書、当座勘定照合表
2	11	金銭債権は受取手形、売掛金、貸付金等の金銭の給付を目的とする債権をいい、網羅的に計上する。	受取手形記入帳、得意先元帳、金銭消費貸借契約書等
3	14	勘定科目に手形譲渡損を使い、支払利息割引料は使用しない。	受取手形記入帳、手形割引計算書
4	15(1)	1年以内に弁済を受けることができない破産債権、再生債権、更生債権等を表示する。	売掛金管理表、破産債権等管理資料、裁判所記録
5	15(2)	1年以内に回収不能の営業外債権を表示する。	貸付金等の営業外債権の契約書、返済計画書
6	15(3)	関係会社に対する金銭債権は、他の金銭債権と区分表示するか、注記をする。	金銭債権等と契約書、稟議書、議事録
7	15(4)	注記を要求されていなくても、注記することが望ましい。	割引手形の残高証明書、受取手形記入帳
8	16	デリバティブ取引は時価で評価し、評価損益は当期の損益として処理する。ただし、ヘッジ会計の要件を満たすものについては、損益の繰延べが認められる。	期末の時価評価計算書
9	17	「法的に消滅した債権」とは、更生法、再生法等の認可が決定されたもの 「回収不能な債権」とは、債務者の財政状態及び支払能力からみて債権の全額が回収できないことが明らかなもの	裁判所記録、債権回収管理表、不良債権管理表
10	18	法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能額に満たない場合を除き、繰入限度額相当額をもって貸倒引当金とすることができる。	裁判所記録、債権回収管理表、不良債権管理表、貸倒債権率を算定した根拠資料等
11	17 18	営業取引に基づいて発生した債権・販売費 、 以外のもの・営業外費用 臨時かつ巨額のもの・特別損失	債権の取引内容が営業上のものか営業外のものかを判断できる資料

勘定科目	№	確認事項	残高等	チェック	
				有	無
有価証券	12	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価されているか。	無	有	YES NO
	13	売買目的有価証券がある場合、時価が貸借対照表価額とされ、評価差額は営業外損益とされているか。(*)	無	有	YES NO
	14	市場価格のあるその他有価証券を保有する場合、それが多額であるか否かによって適正に処理されているか。	無	有	YES NO
	15	時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、それが時価で評価され、評価差額は特別損失に計上されているか。(*)	無	有	YES NO
	16	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、それについて相当の減額がなされ、評価差額は当期の損失として処理されているか。(*)	無	有	YES NO
棚卸資産	17	棚卸資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	有	YES NO
	18	棚卸資産について、災害による著しい損傷、著しい陳腐化その他これらに準ずる特別の事実が生じた場合、その事実を反映させて帳簿価額が切り下げられているか。	無	有	YES NO
	19	棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とされているか。(*)	無	有	YES NO
	20	最終仕入原価法により評価している棚卸資産がある場合、期間損益計算上、著しい弊害がないことが確認されているか。	無	有	YES NO
経過勘定等	21	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別され、適正に処理されているか。(*)	無	有	YES NO
	22	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理されているか。	無	有	YES NO
固定資産	23	固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	有	YES NO
	24	減価償却は経営状況などにより任意に行うことなく、継続して規則的な償却が行われているか。(*)	無	有	YES NO
	25	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額が修正され、これに基づいて過年度の減価償却累計額が修正され、修正額が特別損失に計上されているか。	無	有	YES NO
	26	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額がなされているか。(*)	無	有	YES NO
	27	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、減損の可能性について検討されたか。	無	有	YES NO
	28	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理されているか。	無	有	YES NO
	29	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上されているか。	無	有	YES NO
繰延資産	30	繰延資産として計上された費用がある場合、当期の償却が適正になされているか。	無	有	YES NO
	31	税法固有の繰延資産は、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上され、支出の効果の及ぶ期間で償却が行われているか。	無	有	YES NO

No	指針番号	留意点	確認書類
12	19	有価証券を4つに分類し、それぞれの評価方法により評価を行う。 (「別掲1 有価証券の分類と会計処理」参照)	有価証券の取得および保有に関する 明細書、時価に関する検討資料
13	19(1)	売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するも ので、貸借対照表上、流動資産に区分表示する。	時価に関する検討資料
14	19(4)	多額に保有する場合には時価で評価し、評価差額(税効果考慮後の額)は純資産 の部に計上する。多額でない場合には取得原価で評価する。	有価証券の取得及び保有に関する明 細書、時価に関する検討資料
15	22(1)	市場性ある有価証券は、時価が50%程度以上下落し、将来回復の見込みがある 場合を除き、時価で評価し、評価差額は特別損失に計上する。	時価に関する検討資料、時価回復の 検討資料
16	22(2)	市場価格のない有価証券は、当該有価証券の実質価額が50%程度以上下落し、 将来回復の見込みがある場合を除き、相当の減額をする。	実質価額に関する検討資料
17	26	購入金額に附随費用を加えた金額(取得価額)を基礎に計算する。	契約書、請求書、棚卸表等
18	27	災害による損傷、著しい陳腐化、その他特別な事実があれば、帳簿価格を引き下 げる。	棚卸資産の状況明細書、棚卸表
19	27	時価とは原則として正味売却価額(期末における売価から見積追加製造費用及び 見積販売直接経費を控除した価額)をいう。	正味売却価額の検討計算資料
20	28	期間損益の計算上著しい弊害がない場合にのみ、最終仕入原価法を用いること ができる。	仕入単価、製造単価の期間検討資料
21	30～32	経過勘定の定義を検討し、各々の科目の内容を吟味するとともに、表示区分につ いて流動資産、固定資産、投資その他の資産、流動負債、固定負債に表示する。	勘定科目の内訳明細書、契約書、請求 書
22	31(3)	立替金、仮払金等の未決算勘定について内容を検討し資産又は負債、費用又は 収益として適正に処理する。	勘定科目の内訳明細書、契約書、請求 書
23	33	購入金額に附随費用を加えた金額(取得価額)を基礎に計算する。	見積書、請求書
24	34	減価償却は每期継続して合理的に決定された方法に従い、償却限度額を減価償 却費として計上すること。	固定資産台帳、減価償却明細表
25	34	耐用年数又は残存価額が予測できなかった機能的な原因等により著しく不合理と なった場合には、耐用年数又は残存価額を修正し、修正額を特別損失として計上 する。	機能的な原因等の内容を検討する資料
26	36	固定資産の簿価から相当の減損額を控除し、特別損失に計上する。	固定資産の減損状況の検討資料
27	36	固定資産が将来使用の見込みが客観的にないこと、又は固定資産の用途を転用 したが採算が見込めない場合、かつ時価が著しく下落している場合には減損損失 を認識する。	将来使用の見込み検討資料、採算見 込み検討資料、固定資産の時価検討 資料
28	37	ソフトウェア制作費のうち研究開発に該当する部分は資産ではなく、研究開発費と して費用処理する。	ソフトウェア制作の内容検討資料、見積 書
29	37	自社制作で将来の収益獲得又は費用削減が確実であれば無形固定資産とする。	将来収益獲得又は費用削減可能検 討資料、自社制作の件費、経費等 集計資料
30	41	創立費は会社設立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ5年以 内、株式交付費及び新株予約発行費は発行後3年以内、社債発行費は社債償還 期間で償却する。	各繰延資産の計上内容検討資料
31	41	税法固有の繰延資産は長期前払費用等として計上し、税法の規定に基づいて償 却する。	各繰延資産の計上内容検討資料

勘定科目	№	確認事項	残高等	チェック	
				有	
金銭債務	32	金銭債務は網羅的に計上され、債務額が付されているか。	無	YES	NO
	33	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、それが固定負債の部に表示されているか。	無	YES	NO
	34	関係会社に対する金銭債務がある場合、項目ごとの区分表示又は注記がなされているか。	無	YES	NO
	35	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、それが時価で評価されているか。	無	YES	NO
引当金	36	将来発生する可能性の高い特定の費用又は損失で、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合は、それが引当金として計上されているか。(*)	無	YES	NO
	37	役員賞与が支給された場合、発生した事業年度の費用として処理されているか。	無	YES	NO
退職給付債務・退職給付引当金	38	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)が採用されている場合は、退職給付引当金が計上されているか。(*)	無	YES	NO
	39	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度が採用されている場合は、毎期の掛金が費用処理されているか。(*)	無	YES	NO
	40	新たな会計処理の採用に伴う影響額が定額法により費用処理されている場合には、未償却の金額が注記されているか。	無	YES	NO
税金費用・税金債務	41	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上され、決算日後に納付すべき税金債務は、流動負債に計上されているか。		YES	NO
	42	税額控除の適用を受ける受取配当・受取利息に関する源泉所得税がある場合、法人税、住民税及び事業税に含められているか。	無	YES	NO
	43	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示されているか。	無	YES	NO
税効果会計	44	一時差異の金額に重要性がある繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合、それが計上され、その主な内訳等が注記されているか。	無	YES	NO
	45	繰延税金資産が計上されている場合、厳格かつ慎重に回収可能性が検討されたか。	無	YES	NO
純資産	46	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分され、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分され、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分されているか。		YES	NO
収益・費用の計上	47	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用が計上されているか。(*)		YES	NO
	48	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識されているか。(*)		YES	NO
リース取引	49	所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手となり賃貸借取引による処理が行われた場合、未経過リース料が注記されているか。	無	YES	NO

No	指針番号	留意点	確認書類
32	44 45	金銭債務とは、支払手形、買掛金、借入金、社債等金銭の支払を目的とする債務をいい、網羅的に計上しなければならない。	金銭債務の明細書、計上のための請求書
33	46(2) 46(4)	1年以内に支払又は返済されるものは、流動負債の部に計上し、1年以内に支払又は返済されないものは固定負債の部に計上する。	金銭消費貸借契約書、返済計画書、残高証明書
34	46(3)	関係会社に対する金銭債務は、区分表示、又は注記する。	金銭消費貸借契約書、返済計画書、残高証明書
35	47	デリバティブ取引は時価で評価し、評価損益は当期の損益として処理する。ただし、金利スワップ取引において、一定の要件を満たす場合は、損益の繰延べが認められる。	期末の時価評価計算書
36	48 49	次のすべての要件に該当するものは、引当金として計上する。 将来の特定の費用又は損失であること 発生が当期以前の事象に起因していること 発生の可能性が高いこと 金額を合理的に見積もることができること	引当金計上に関する検討資料、計上内容検討資料
37	51(2)	役員賞与は発生した会計期間に費用処理する。旧商法の利益処分に相当する金額は原則として引当金に計上する。	給与明細、議事録、事前確定届出給与に関する届出書
38	52～54	退職給付制度を定めている場合は、退職給付引当金を計上しなければならない。	就業規則、退職金規定、原則法又は簡便法による引当金の計算書、年金資産・過去勤務債務等の残高計算書
39	55	中小企業退職金共済制度等の掛金は費用処理する。	掛金の一覧表
40	57	退職給付引当金を新たに計上する場合、適用時差異を10年以内の一定年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法で費用処理することを認めている。この場合には未償却の適用時差異の金額を注記する。	年金資産・過去勤務債務等の残高計算書
41	58	発生基準で費用計上し、「法人税、住民税及び事業税」と表示する。また、期末未納税額は「未払法人税等」として流動負債に計上する。なお、還付税額は、「未収還付法人税等」として流動資産に計上する。	法人税、住民税申告書
42	59	損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。	法人税、住民税申告書
43	60	消費税は原則として税抜処理する。消費税額は未払金又は未収入金として計上する。金額的に重要な場合には、未払消費税等又は未収消費税等として別に表示する。	消費税申告書
44	61 64 65 66	将来減算一時差異の場合は繰延税金資産となる。 将来加算一時差異の場合は繰延税金負債となる。 一時差異の金額に重要性がない場合には、計上しないことができる。 一時差異の金額が重要な場合、又は税引前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額を含む)の比率と法定実効税率との間に重要な差異がある場合は注記を行うことが望ましい。	法人税申告書、一時差異検討資料
45	62 63	将来減算一時差異(又は税務上の繰越欠損金)が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると見込まれる場合のみ回収可能性があると判断するが、それ以外の場合は回収可能性がないものと判断され、繰延税金資産は計上できない。	過去3年分の法人税申告書及び決算書、経営計画書、利益計画書
46	67～71	指針第87項の例示等に従い、適切に区分表示する。	株主資本等変動計算書に関する注記等
47	72	費用収益対応の原則を適用する。	収益に対応する費用の計上検討資料
48	73 74	収益の認識基準(実現主義)と費用の認識基準(発生主義)の妥当性を確認する。(別掲2「収益認識基準」参照)	実現主義の具体的内容、発生主義の費目別計上内容検討資料
49	74-3 74-4	賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましい。	リース契約書

勘定科目	№	確認事項	残高等	チェック	
				YES	NO
外貨建取引等	50	外貨建取引が行われた場合、原則として、取引発生時の為替相場による円換算額により記録されているか。	無	有	
				YES	NO
	51	外国通貨又は外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)がある場合、決算時の為替相場による円換算額が付されているか。	無	有	
				YES	NO
	52	外貨建ての子会社株式及び関連会社株式がある場合、取得時の為替相場による円換算額が付されているか。	無	有	
				YES	NO
株主資本等変動計算書	53	株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分され、当期変動額は変動事由ごとにその金額が表示されているか。		YES	NO
	54	株主資本以外の各項目がある場合、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分され、当期変動額は純額で表示されているか。	無	有	
				YES	NO
	55	発行済株式及び自己株式について、その種類及び株式数に関する事項が注記されているか。		YES	NO
	56	剰余金の配当があった場合、当期中の支払額及び翌期の支払額が注記されているか。	無	有	
				YES	NO
個別注記表	57	重要な会計方針に係る事項について注記されているか。		YES	NO
	58	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項がある場合、それが注記されているか。	無	有	
				YES	NO
上記以外の「中小企業の会計に関する指針」の項目について適用状況を確認したか。				YES	NO
当期において会計方針の変更等があった場合には、その内容及び影響額					
所 見					

「残高等」欄については、該当する勘定科目の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は「無」を○で囲み、これらがある場合は、「確認事項」のとおり「中小企業の会計に関する指針」に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、同指針に従った処理をしていないときは同欄の「NO」を○で囲む。

「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載する(なお、(*)が付された「確認事項」については、その事項ごとに理由等を詳細に記載する。)

「所見」欄は、上記の点のほか、当該会社の経営に関する姿勢、将来性、技術力等、特にみるべきものがある場合に記入する。

No	指針番号	留意点	確認書類
50	75	原則として、取引発生時の為替相場により円換算する。法人税法上の取り扱いを確認する。(別掲3「外貨建資産等の区分と換算方法」参照)	会社の採用した為替相場の一覧表
51	76(1) 76(2)	外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)については、長期かつ重要性がない場合に限り、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付す。	会社の採用した為替相場の一覧表、外貨建資産等の期末換算方法の届出書等
52	76(5)	外貨建て子会社株式等については、取得価額を取得時の為替相場による円換算額を付す。	会社の採用した為替相場の一覧表
53	71(4) 87	当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示し、当期純利益は、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。	
54	71(5) 87	当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示するか又は注記することができる。	
55	71(6) 87	発行済株式及び自己株式については、株主資本等変動計算書の注記とする。	議事録、登記簿謄本、自己株式取得明細
56	71(6) 87	剰余金の配当については、株主資本等変動計算書に注記する。	議事録、配当金に関する計算明細書
57	82	会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求している。	個別注記表
58	82	会社の財産及び損益の状況を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。(別掲4「会社計算規則の注記要求項目」参照)	個別注記表
	-	会計指針「35圧縮記帳、38ゴルフ会員権、80～81組織再編の会計」等への準拠を確認する。	

(別掲1) 有価証券の分類と会計処理

分 類		貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券		時 価	損益（営業外損益）
満期保有目的の債券		償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益
子会社株式及び 関連会社株式		取得原価	該当なし
その他有価証券	市場価格あり	時 価	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）
	市場価格なし	取得原価 （債券：償却原価）	該当なし （償却原価法による差額：営業外損益）

(別掲2) 収益認識基準

(1) 一般的な販売契約における収益認識基準

区 分	収益認識日
出荷基準	製品、商品等を出荷した時点
引渡基準	製品、商品等を得意先に引き渡した時点
検収基準	得意先が製品等の検収をした時点

上記のほか、輸出を伴う場合には、船積基準、通関基準等がある。

(2) 特殊な販売契約における収益認識基準

区 分	収益認識日等
委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記録）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。
試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。
予約販売	予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以後に繰り延べる。
割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。

(3) その他

区 分	収益認識方法
工事契約 （受注制作のソフトウェアを含む。）	工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。 成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。 (1) 工事収益総額 (2) 工事原価総額 (3) 決算日における工事進捗度

(別掲3) 外貨建資産等の区分と換算方法(注1)

外貨建資産等の区分			会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨			決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金			期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法
	上記以外のもの			期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務		決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法）又は発生時換算法
	上記以外のもの			発生時換算法（法定換算方法）又は期末時換算法
外貨建有価証券	売買目的有価証券		期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法
	売買目的外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算方法）又は期末時換算法
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）17	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）	
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）18	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）	発生時換算法
		子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算	

16 外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第61条の8《外貨建取引の換算》第1項及び同法第61条の9《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第1項に定めるものをいう。また、保有期間等が1年超であるか否かについては、期末時点で判定する。

17 会計上は「その他有価証券」である。

18 同上

(別掲 4) 会社計算規則の注記要求項目

会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）

会計監査人設置会社以外の公開会社

注記を要求される項目・・・○、注記を要求されない項目・・・×

項 目		
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○	○
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○
(8) 損益計算書に関する注記	×	○
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(10) 税効果会計に関する注記	×	○
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(12) 金融商品に関する注記	×	○
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(19) その他の注記	○	○

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。

（会計方針の変更）

従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械及び装置	○年～○年
工具、器具及び備品	○年～○年

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、平成 23 年度改正後の法人税法に基づく減価償却の方法（250%定率法から 200%定率法）に変更しています。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ○○百万円増加しています。

無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア ○年～○年

のれん ○年～○年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

(特則を適用している場合)

なお、未償却の適用時差異残高は、×××千円(残存償却年数×年)であります。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式(又は税込方式)によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

割引手形期末残高 ×××千円

裏書譲渡手形期末残高 ×××千円

有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期末株式数	摘 要
発行済株式			
普通株式	42,000	46,000	注 1
合 計	42,000	46,000	
自己株式			
普通株式	1,000	3,000	注 2
合 計	1,000	3,000	

注 1：普通株式の発行済株式総数の増加 4,000 株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加です。

注 2：普通株式の自己株式の株式数の増加 2,000 株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

(2) 配当に関する事項

以下の注記例は、剰余金の配当決議を株主総会（中間配当は取締役会）で決議する会社（平成 26 年 3 月期）を想定しています。なお、2) の場合については、剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当の原資（資本剰余金又は利益剰余金）を記載します。

1) 配当金支払額（例：表による方法）

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 25 年 6 月 X 日 定時株主総会	普通株式	4,200 千円	100 円	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 6 月 X 日
平成 25 年 12 月 X 日 取締役会	普通株式	4,200 千円	100 円	平成 25 年 9 月 30 日	平成 26 年 12 月 X 日
計		P			

注：P の金額は、株主資本等変動計算書の「剰余金の配当」の金額と一致することになる。

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 26 年 6 月 X 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(ア) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,440 千円

(イ) 1 株当たり配当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80 円

(ウ) 基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 26 年 3 月 31 日

(エ) 効力発生日・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 26 年 6 月 X 日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

定時株主総会終了後に計算書類を開示する場合（税務申告書に添付する場合等）は、上記の注記に加えて、例えば、以下の文言を記載することが望ましい。

平成 26 年 6 月 X 日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。（○月○日加筆）

